資料11. その他まちなか活性化関連団体等

(1) 岩見沢市中心市街地活性化協議会構成員

区分	団 体 名	根拠法令
必須構成員	岩見沢商工会議所	法第15条第1項第2号
	㈱振興いわみざわ	法第 15 条第 1 項第 1 号
任意構成員	岩見沢市商店街振興組合連合会	法第15条第4項・第5項
	岩見沢消費者協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市観光協会	法第 15 条第 8 項
	国立大学法人北海道教育大学	法第 15 条第 8 項
	いわみざわ農業協同組合	法第15条第4項・第5項
	北海道旅客鉄道㈱岩見沢駅	法第15条第4項・第5項
	空知中央バス㈱岩見沢営業所	法第15条第4項・第5項
	岩見沢地区ハイヤー協会	法第15条第4項・第5項
	岩見沢青年会議所	法第 15 条第 8 項
	岩見沢商工会議所青年部	法第 15 条第 8 項
	岩見沢建設協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市町会連合会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢料飲店連合会	法第15条第4項・第5項
	岩見沢市医師会	法第15条第4項・第5項
	北海道税理士会岩見沢支部	法第 15 条第 8 項
	岩見沢金融協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢地方宅建協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市	法第15条第4項・第5項

事務局:岩見沢商工会議所

※法とは、「中心市街地の活性化に関する法律」を指しています。

(2) 活性化事業の実施主体

- ・岩見沢商工会議所
- ・株式会社振興いわみざわ(まちづくり会社)
- ・岩見沢市商店街振興組合連合会
- ・各通り商店街
- 岩見沢市
- 民間事業者
- · 各種活動団体(下図参照)

<活性化事業に取り組む活動団体>

- ・一般社団法人ろのじ組
- ・一般社団法人いわみざわ駅まるプロジェクト
- ·株式会社ZAWA.com
- iwamizawa 9 0°
- ・NPO法人薔薇香る癒しのまち岩見沢
- ・ハッピーレインボウプロジェクト
- ・NPO法人はまなすアート&ミュージックプロダクション
- 株式会社北海道教育楽器
- ・プロジェクトX mas 実行委員会
- · 岩見沢商工会議所青年部
- ・岩見沢子育てサポーター まZaらぼ
- ・NPO法人炭鉱の記憶推進事業団
- ・利根別川をきれいにする市民の会

•••等